

昭和四年四月十五日第三種郵便物○

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日に当たるときは、そ)

規則

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第六百三十三号

鳥取県漁船法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁船法施行細則(昭和二十六年六月鳥取県規則第三十号)の一部

を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条第一項中「法第七条の二」を「法第七条」に、「行う」を「行な

う」に改め、同条第二項及び第四項中「法第七条の二」を「法第七条」に改める。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号 削除

様式第八号及び様式第九号中「第七条の二」を「第七条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

◇正公 告
誤告

- 土地の用途廃止
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
- 家畜伝染病にかかる家畜の発生
- 昭和四十五年六月鳥取県告示第四百二十三号の一部改正
- 危険物取扱主任者試験の実施
- 昭和四十五年六月鳥取県告示第四百五十六号中訂正

鳥取県告示第四百七十号
鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、

昭和四十五年鳥取県家計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和四十五年鳥取県家計調査要綱

一 調査の目的

この調査は、昭和四十五年の本県における農家、林家及び漁家以外の世帯の家計収支の実態をとらえ、県民所得推計及び諸種の施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、本県における農家、林家及び漁家以外の世帯のうち、別に定める抽出方法によつて選定した市町村の二百五十二世帯について行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

1 勤労者世帯については、家計上の収支に関する事項

2 勤労者以外の世帯については、家計上の支出に関する事項

3 世帯員及び住居に関する事項

四 調査の期間

昭和四十五年九月一日から十月三十一日までの二箇月間とする。

五 調査の方法

この調査は、知事が市町村長に委託して行なうものとし、三の調査事項中1及び2は被調査世帯が所定の家計簿に記入する方法で、3は調査員が被調査世帯に対して質問し、その結果を世帯票又は準調査世帯票に

記入する方法で行なう。

六 調査に係る書類の提出期限及び提出先

次に定めるところにより、市町村長を経由して知事に提出すること。

1 家計簿 調査した月の翌月十五日まで

2 世帯票 二部のうち一部は十月十五日まで、一部（調査員用）は調査終了後の所定の日まで

3 準調査世帯票 十月十五日まで

七 結果の公表

この調査の結果は、鳥取県発行の「統計月報」により公表する。

（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

鳥取県告示第四百七十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名	指定期限
尾崎内科医院	鳥取市立川町 二丁目四〇六	呼吸器科、消化器科、循環器科	尾崎 鼎	昭和四十五年六月十五日
隅田歯科医院	米子市角盤町 二丁目一二三	歯科	隅田 征二	昭和四十五年六月十五日
妹尾薬局	米子市角盤町 二丁目	歯科	妹尾 学	昭和四十五年六月十五日
尾西小兒科医院	倉吉市山根 四八八の八	小兒科、内科、放射線科	尾西 賢治	昭和四十五年六月十五日

鳥取県西部 歯科衛生センター	米子市東福原	歯科	鳥取県西部 歯科医師会	昭和四十五年六月十五日
由良歯科医院	東伯郡大栄町 大字由良宿五五六	"	会長 田本博益	昭和四十五年六月十五日
片山 豊				

鳥取県告示第四百七十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	及び登録の記号	登録の年月日
櫻井重樹	米子市皆生二八〇の二	鳥医第一五一五号	昭和四十五年六月十五日
大西美保恵	米子市旗ヶ崎一区 五七五の二築谷日 政方	鳥医第一五六号	昭和四十五年六月十六日
尾崎文枝	東伯郡東郷町旭二二一	鳥医第二四八号	"

鳥取県告示第四百七十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規

定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一五一五号	櫻井重樹	昭和四十五年六月十五日
" 第一五六号	大西美保恵	"
" 第二四九号	尾崎文枝	"
" 第二五〇号	大村章子	"
金田正夫	"	十八日
"	二十三日	

鳥取県告示第四百七十四号

三朝町長坂出雅己から申請のあつた下畠旧慣使用林野整備計画について
は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一
年法律第二百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十五年七
月一日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和
二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字奥若浪九八四の二、字下モ谷一一〇〇の二、
 一一〇〇の一二、一一〇〇の一三、一一〇一の一、一一〇一の二、字上ミ
 ノ谷一一二九の一、字下横尾一二二七の一、一二二七の一、一二二八の二、
 字上横尾一二五四の一、一二五四の二、一二五四の七、一二五四の八

二 指定の目的

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で
 定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び若桜町役
 場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、若土土地改良区の定款の変更を昭和四十五年六月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、簗蚊屋土地改良区の定款の変更を昭和四十五年六月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大園第二土地改良区の定款の変更を昭和四十五年六月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、浜坂土地改良区の定款の変更を昭和四十五年六月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県告示第四百八十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月二十五日から用途廃止した。

昭和四十五年七月三日

場所	鳥取県知事 石破二朗
(面積)	(平方メートル)
六七ノ一四番地先から 八番地先まで	二〇・七八
水路敷	

鳥取県告示第四百八十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第一百一号（癬の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石破二朗

別表を次のように改める。

「鳥取県立喜多原学園 西伯郡伯仙町泉字喜多原七〇六」を「鳥取県立喜多原学園 米子市泉七〇六」に、「鳥取県衛生研究所 鳥取市田島字埋立

六二二の八」を「鳥取県衛生研究所 鳥取市松並町二丁目四七七」に改め、「久米ヶ原土地改良事業所 倉吉市西倉吉町稻荷二一の七」を削る。

鳥取県告示第四百八十三号

家畜伝染病にかかつてゐる家畜の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石破二朗

家畜伝染病の種類	家畜類の		発生年月日	発生場所	転帰
	種類	戸数			
ニユーカッスル病	鶏	羽数			
	一九、五〇〇	数	昭和四十五年六月二十九日	西伯郡名和町西坪	
				は焼却又は埋却	

鳥取県告示第四百八十四号

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百二十三号（鶏等の出入及び移動を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年七月三日から施行する。

昭和四十五年七月三日

鳥取県知事 石破二郎

米子市尾高、下郷、赤井手、西伯郡名和町大字東坪、西坪、小竹

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第3項の規定により、危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和45年7月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の日時及び場所

昭和45年8月11日前9時から

- (1) 試験の日時

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

- (2) 試験の場所

倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所

米子市櫛町1の16 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町2の162 米子市消防本部

- 2 試験の種類

第4類の危険物に係る乙種危険物取扱主任者試験

- 3 受験資格

- 4 受験手続

- (1) 受験願書受付期間

昭和45年7月6日から7月16日まで（郵送による場合は、7月16日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 3の受験資格を有することを証明する書類
ウ 写真 1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面半身像の手札形のもの

で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第4項又は第5項の規定により試験科目の一部を免除される者については、受験願書提出の際免状を提示し、又はその写しを添付するこ

と。

5 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- (3) 既納の手数料は、返還しない。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課

出
題

昭和45年大内鳥取県知事第4百廿十号（道路の区域について）
(イ) 岸次の箇所に記されたやうに、記述ある。

河内郡
上　終点　大内川河口
長さ　一十九里